

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 9 日（木）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・ 吉川農林水産大臣、小里農林水産副大臣、濱村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）小島敏文君（自民）、稲津久君（公明）、佐々木隆博君（立憲）、石川香織君（立憲）、緑川貴士君（国民）、田村貴昭君（共産）、森夏枝君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

小島敏文君（自民）

- （1） 本年 4 月に施行された森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムについての市町村の準備状況
- （2） 本法律案が新たな森林管理システムを後押しするとした分析の内容
- （3） 本法律案が国有林野の管理経営の 3 つの目標それぞれに与える効果及び影響
- （4） 民有林を含めた国産材の供給目標の達成方法及びそれに向けて本法律案の果たす役割
- （5） 木材の需給バランスの確保に向けた考え方
- （6） 保安林において樹木採取区が指定される可能性及び指定された場合の保安林の目的の担保方法
- （7） 樹木料設定に用いる市場価格の算定基準を明確にする必要性

稲津久君（公明）

- （1） 樹木採取権の存続期間を基本的に 10 年間とした理由及び最長 50 年と規定した理由
- （2） 農林水産大臣が樹木採取権者に求める報告の具体的内容及び実地調査を行う基準並びに樹木採取権の取消しの判断となる重大な違反の事例
- （3） 樹木採取区に隣接する国有林の伐採の手続
- （4） 広葉樹の植栽を増やす必要性
- （5） コンテナ苗の供給目標及び導入の支援状況

佐々木隆博君（立憲）

- （1） より一層の危機感を持って豚コレラ対策に取り組む必要性
- （2） 昨年成立した森林経営管理法を補完するとして本法律案を関連付ける必要性に対する疑義
- （3） 本法律案において国有林野の管理経営の目標の 1 つである「公益的機能の維持増進」を外し、林業経営部分のみを抜き出している理由
- （4） 樹木採取区について急傾斜地や奥地を外し条件の良いところとしている理由
- （5） 樹木採取権の存続期間を 50 年以内としたことに対する農林水産大臣の見解
- （6） 再生林の確保を義務的に課す方法ではなく申入れによるとしている理由

石川香織君（立憲）

- （1） 新たな森林管理システムについての市町村の準備状況
- （2） 新たな森林管理システムが始まったばかりの中で、今国会において本法律案を提出した理由
- （3） 本法律案により公益的機能を守れるのかについての政府の見解

- (4) 長期の樹木採取権の設定が想定される状況
- (5) 樹木採取権が設定された国有林の管理方法
- (6) 国有林野事業に関わる林野庁組織体制強化の必要性に対する認識
- (7) 公平性、透明性、公正性が担保された樹木採取権者の選定の在り方
- (8) 樹木採取権の設定を受けようとする者に求める川中・川下事業者との安定的な取引関係の確立における「安定的な」の意味
- (9) 本法律案による地元企業のメリット
- (10) 申入れの規定が樹木採取権者による再生林を確実にすることへの疑義
- (11) 樹木採取権者が再生林を行わなかった場合のペナルティーの確認
- (12) 樹木採取権者のチェック機能を担う者の確認
- (13) 樹木採取権を取り消す手順及び取り消した後の樹木採取区の取扱い
- (14) 樹木採取区の指定数拡大の見通し

緑川貴士君（国民）

- (1) 日本農業新聞のモニター調査の結果に対する農林水産大臣の所感
- (2) 樹木採取権の期間について 10 年を基本としながらも最長 50 年と規定する理由
- (3) 中小規模の製材所と大規模の製材所とのすみ分けの在り方
- (4) 中小規模の川中・川下事業者が本法律案による制度を活用するための法的担保
- (5) 樹木採取権の実施状況のチェック及び伐採ルール遵守を確保するための体制の在り方
- (6) 森林官及び森林管理署による実地調査の方法
- (7) 大規模施業や皆伐が山林の劣化や土砂災害を誘発させていることに対する懸念
- (8) 樹木採取区において樹木を採取しない場合に、木材生産以外の公益的機能が一層発揮されることの確認
- (9) 人工林から針広混交林又は広葉樹林に誘導するための取組
- (10) ナラ枯れに強い森づくりに向けた支援策及び農林水産大臣の決意
- (11) 直接流通により立木価格が低下することへの懸念
- (12) コスト圧力のため素材生産者が安価で木材を売らざるを得ない状況に対する懸念

田村貴昭君（共産）

- (1) 政府が樹木採取権者として念頭に置いている対象
- (2) 植栽に関して国と樹木採取権者との間で契約書を交わすことの確認
- (3) 50 年の標準伐期での主伐を基本とすることの確認
- (4) 2017 年の国有林の再生林及び保育の 1 ヘクタール当たりの費用
- (5) 再生林及び保育に係る費用を立木の販売額では賅えず赤字を繰り返すことへの懸念
- (6) 長伐期多間伐についての農林水産大臣の所感
- (7) 私有人工林からの国産材供給量を 2028 年に 2,800 万 m³とする K P I の根拠

森夏枝君（維新）

- (1) 林業の成長産業化に向けた木材生産の低コスト化のための取組
- (2) 国有林が東日本に多く、西日本に少ない理由
- (3) 国有林の少ない地域に対する法律案による支援策
- (4) 百年級の木材の利用促進に向けた支援策
- (5) 森林環境税の使途及び国による指導の有無

(6) 森林組合改革の必要性